

イタリア
特許法

1996年3月19日法律第198号により改正された1939年6月29日勅令第1127号
1996年4月15日施行

目次

第I部 特許権

第1条 定義

第1条の2

第2条

第3条 使用の許諾

第4条 特許の効力及び期間；公開

第4条の2

第5条 実施の許諾

第6条 先使用

第6条の2

第7条 発明者の権利

第8条－第9条 [削除]

国防に関する発明

第10条 発明の審査

第10条の2 展示の禁止；収用

第11条 制裁

第II部 特許の主題及び特許権者

第I章 特許の主題

第12条 進歩性及び産業的利用性；排除

第13条 公の秩序；道徳；動物の品種；生物学的方法

第14条 新規性；技術水準

第15条 先行開示；優先権

第16条 進歩性

第17条 産業的利用性

第II章 特許権者

第18条 発明者

第19条 指定

第20条 複数の発明者

第21条 内国民待遇

第22条 イタリア特許商標庁の従業者

第23条 従業者である発明者

- 第 24 条 使用者の優先的取得権
- 第 25 条 仲裁
- 第 26 条 雇用契約の枠内でなされた発明

第 III 部 特許出願，特許の審査及び特許の付与

- 第 27 条 出願
- 第 27 条の 2 出願人以外の者に属する権利
- 第 27 条の 3 外国の工業所有権庁への出願
- 第 28 条 発明の開示；微生物学的発明；提出すべき文書
- 第 29 条 発明の単一性
- 第 30 条 [削除]
- 第 31 条 出願の審査
- 第 32 条 [削除]
- 第 33 条 実施に関する通知
- 第 34 条 [削除]
- 第 35 条 特許出願の全体又は部分的な拒絶の通知
- 第 36 条 審判
- 第 37 条 特許の有効性に関する訴訟
- 第 38 条 公告及び通知
- 第 39 条 発明者の記載
- 第 40 条 [削除]
- 第 40 条の 2 特許付与の延期
- 第 41 条 付与が延期された特許に関する守秘義務
- 第 42 条
- 第 43 条

第 IV 部 特許の手数料

- 第 44 条 手数料の種類
- 第 45 条 [削除]
- 第 46 条 出願の拒絶及び取下；手数料の返還
- 第 47 条 その後の年金
- 第 48 条 支払期限
- 第 49 条 許容できる過誤；時機に遅れた適正化
- 第 50 条 非排他的ライセンスの申出；効力；補償金
- 第 51 条 貧困な発明者

第 V 部 特許の実施，取消，放棄及び無効

- 第 52 条 発明の実施
- 第 53 条
- 第 54 条
- 第 54 条の 2 強制ライセンスの拒絶；公正な補償金；偽造；訴訟手続

第 54 条の 3 発明の実施義務；特許の失効

第 54 条の 4

第 54 条の 5

第 54 条の 6 [削除]

第 55 条 特許の失効

第 56 条 失効の手續

第 57 条 失効に対する審判

第 58 条 失効の推定

第 59 条 特許の無効理由

第 59 条の 2 無効宣言の効力

第 59 条の 3 特許の放棄の効果

第 59 条の 4 特許の限定

第 VI 部 収用

第 60 条 軍事及び公益

第 61 条 収用命令

第 62 条 収用の補償金

第 63 条 補償金決定のための仲裁

第 64 条 裁定；寄託；遅滞及び公正な補償金

第 65 条 収用に対する審判；除外；登録

第 VII 部 登録

第 66 条 登録される行為の一覧

第 67 条 登録手續；却下；審判

第 68 条 登録の効力

第 69 条 特許に内在する担保権；登録の抹消

第 VIII 部 管理規定及び管轄規定

第 70 条 イタリア特許商標庁の権限；組織及び運営

第 71 条 審判部；構成

第 72 条 審判部の機能

第 73 条 審判手数料

第 74 条 特許に関わる訴訟の性質

第 75 条 司法当局の権能

第 76 条

第 77 条

第 78 条 公訴官の権能

第 79 条 判決及び登録の効力

第 80 条 イタリア特許商標庁への通知；訴訟の内容を説明する準備書面

第 81 条

第 82 条

- 第 83 条
- 第 83 条の 2
- 第 84 条 差押の禁止
- 第 85 条 判決の公表；差押物品の引渡
- 第 86 条 損害賠償の支払；物品の除去又は廃棄
- 第 87 条 特許に内在する財産権の強制執行
- 第 88 条 詐欺行為についての制裁
- 第 89 条
- 第 90 条 期限の不順守；所要の一切の注意；審判
- 第 90 条の 2 発明の使用のための相当かつ効果的な準備

第 IX 部 一般規定及び経過規定

第 I 章 一般規定

- 第 91 条 イタリア語の使用
- 第 92 条 [削除]
- 第 93 条 出願人又は代理人の住所
- 第 94 条 代理人を委嘱する権利；委任状
- 第 95 条 手数料が不払の場合の請求の不受理
- 第 96 条 特許出願及び特許の登録の公開
- 第 97 条 公告

第 II 章 1979 年 6 月 22 日共和国大統領令第 338 号の経過規定

- 第 98 条 現行法の適用；施行前になされた特許出願及び登録申請；例外；優先権
- 第 99 条 追加の特許出願及び依然有効な追加の特許
- 第 100 条 旧法の適用；付与された発明の特許について無効の理由及び宣言
- 第 101 条 非失効の発明の特許；例外
- 第 102 条 規則
- 第 103 条 1973 年 2 月 22 日省令の改正

第 I 部 特許権

第 1 条 定義

産業上の発明に関する特許に内在する権利は、本法律で規定する限度及び条件の下にイタリアの領域内で当該発明を実施し、またこれにより利得する排他的権利から成る。

この排他的権利は、当該発明に係わる物品の取引にも及ぶものとし、その特許権者によって、又はその同意をもってその物品がイタリアの領域内において販売に供された後においては効力を消尽するものとする。

特許に内在する排他的権利は、発明の主題の如何に拘らず、次には及ばない。

- (a) 私的に行う行為、非業務目的又は実験目的で行う行為
- (b) 医師の処方箋に従い薬局において各個の場合に薬品を即座に調合する行為、及び前記のとおり調合された薬品

第 1 条の 2

特に、特許は次の排他的権利を特許権者に付与するものとする。

- (a) 特許の主題が物品に関する場合、第三者が特許権者の同意なくそれを製造、使用、上市、販売、又はこれらの目的のために輸入を行うことを禁止する権利
- (b) 特許の主題が産業的手段又は方法に関する場合、第三者が特許権者の同意なくその手段を使用すること、及びその手段により直接的に得られる物品を使用、販売の申出、販売、又はその様な目的のために輸入を行うことを禁止する権利

第 2 条

(1) 産業的手段又は方法に関する特許の場合、その産業的手段又は方法によって取得された物品と同一の物品は、下記の場合には反証がない限り、特許の主題たるその手段又は方法によって取得されたものとみなす。

- (a) 当該産業的手段又は方法によって取得された物品が新規なものであるとき
- (b) 同一の物品が当該産業的手段又は方法によって取得されたという真の可能性があり、特許権者は努力を傾けたにも拘らず、どの手段又は方法によってその物品が取得されたかを確定することができなかつたとき

(2) 反証を行う際には、違法行為を追及される人物の製造及び業務上の秘密を保護するよう、その人物の正当な利害に配慮する。

第 3 条 使用の許諾

新規の産業的手段又は方法に係わる特許権者は、特許の主題を実施することを明確に意図する手段又は方法を他人に供給するときは、当該手段又は方法を使用するライセンスを当該人物に許諾したものとみなす。ただし、これに反する合意がなかつたことを条件とする。

第 4 条 特許の効力及び期間；公開

本法律に規定する排他的権利は、特許の付与によって与えられる。

特許の効力は、明細書及び必要な図面を添付した出願が公開される日に開始する。出願日又は優先日から 18 月の期間後、又はその出願を遅滞なく公開することを希望する旨も出願人

において申し立てるときは、イタリア特許商標庁は出願日から 90 日後に前記の添付文書と共にその出願を公開する。

出願人が明細書及び必要な図面と共にその出願を通知した人物に関しては、特許の効力は当該通知の日を開始する。

特許は、出願日から 20 年間の有効期間を有するものとし、更新することも期間を延長することもできない。

第 4 条の 2

(1) イタリアにおいて有効な産業的特許であつて、その主題が薬品、薬品の組成に含まれる物質、生産物の薬品としての使用、又は薬品の製造方法に係わる特許の特許権者は、1941 年 5 月 1 日の法律第 422 号第 4 条によって差し替えられた 1934 年 7 月 27 日の勅令第 1265 号によって承認された健康規定の本書第 162 条に従い薬品自体の販売を目的とする登録を受ければ、補充的保護証明書を取得することができる。

(2) 補充的保護証明書の請求は、特許権者によって、イタリア特許商標庁に対して、(1)に述べる最初の販売許可を発行する省令の日付から 180 日以内に行われなければならない。また如何なる場合も、特許の有効期間終了の少なくとも 180 日前までに行わなければならない。

(1)に述べる最初の販売許可が、当該特許の付与以前に発行された場合には、補充的保護証明書の請求は特許付与の日付から 6 月以内に行わなければならない。当該請求は、イタリア特許商標庁に直接行われなければならない。また後に改正、追加された 1940 年 2 月 5 日の勅令第 244 号が要求する明細書及び書類を含んでいなければならない。

(3) イタリア特許商標庁は、請求及びその添付書類が適切であることを審査し、特許の有効期間終了前に補充的保護証明書を発行するか、又は拒絶の理由を述べなければならない。拒絶の場合には、審判は第 71 条に規定される審判部になされるものとする。イタリア特許商標庁は、月刊公報に、補充的保護証明書が請求又は発行された薬品、及びその様な証明書取得のための請求に関連する特許に関する通知を掲載しなければならない。公報は、当該証明書の請求と発行がなされた月の翌月に公開されなければならない。

(4) 特許及び特許出願に関する場合と同様の法的手続、及び排他的権利並びに義務が、補充的保護証明書及びその請求に関しても適用される。補充的保護証明書は、その関連する特許のうちの販売許可の主題である薬品に関する部分について、当該特許と同等の効力を有するものとする。

(5) 補充的保護証明書は、特許出願日から薬品の最初の販売許可を発行する命令の日付までに経過した期間に等しい期間について、特許の法定期間の満了日から発効する。補充的保護証明書の期間は、如何なる場合も特許の法定期間満了日から 18 年を越えることはない。補充的保護証明書の請求が所定期間内に行われ、月刊公報において掲載されたものの、補充的保護証明書の発行が特許の満了時にまだ発行されていない場合には、当該請求は、暫定的に補充的保護証明書と同等の効力を有するものとみなされる。(4)に記載された排他的権利は、補充的保護証明書の発行の際に付与される。

第 5 条 実施の許諾

産業上の発明の特許であつて、その実施が現在も有効な産業上の発明の先行特許によって保護される発明の実施を必要とするものは、当該先行特許権者の同意なく実施又は利用するこ

博覧会の主催者は、展示される物品のうち、本法律により保護されていない産業上の発明に係わるものの完全な目録を、上記従業者又は管理職員に提示する義務を負う。
上記従業者又は管理職員は、この国の国防に有益であると認める物品の展示を、主催者に禁止する権限を有する。

第 10 条の 2 展示の禁止 ; 収用

国防省は、博覧会の執行当局及びその他の利害関係人に、所用の返信用受領証を付した書留郵便によって当該禁止命令を送達し、守秘義務を順守するよう警告する。博覧会の執行当局は、前条最終段落に述べる物品を保管し、その性質に関する秘密を順守する。
物品が展示された後にその物品の展示禁止命令が発せられた時は、それは直ちに回収されるが、守秘義務を課すことはない。
国防省は、イタリア国の国防に有益であると認定した発明に係わる物品について、本法律に規定する収用関係規定に従いその発明に起因する権利を収用する権限を有する。

第 11 条 制裁

第 10 条及び第 10 条の 2 に規定する物品の展示禁止命令に従わない場合は、違法な展示の責任者を 10,000 リラ以上 5,000,000 リラ以下の罰金に処する。

第 II 部 特許の主題及び特許権者

第 I 章 特許の主題

第 12 条 進歩性及び産業的利用性；排除

進歩性を具備し、かつ産業的に利用可能な新規の発明は、特許の主題を構成することができる。

ただし、次のものは前段落の意味における発明とは認められない。

(a) 発見，科学的理論及び数学的方法

(b) 精神的活動，ゲーム又は業務実施のための計画，規則及び方法，並びにコンピュータ・プログラム

(c) 情報の提示

前段落の規定は，そこに述べる発見，理論，計画，規則，方法及びプログラムに係わる限度においてのみ，上述の特許出願及び特許の主題に関してその特許性を除外する。

人間又は動物の身体の外科的手術若しくは治療による処置の方法，及び人間又は動物の身体に対して行われる診断の方法は，第 1 段落の意味における発明とはみなさない。この規定は，産品，特にこれらの方法の何れかで使用する物質又は混合物には適用しない。

第 13 条 公の秩序；道徳；動物の品種；生物学的方法

その実施が公の秩序又は道徳に反する虞のある発明は，特許の主題を構成することはできない。発明の実施は，それが単に法律又は規則によって禁止されているという理由のみで公の秩序又は道徳に反するとはみなさない。

動物の品種及びその生産のための本質的に生物学的方法も，特許の主題を構成することはできない。この規定は，微生物学的方法及びその生産物には適用しない。

第 14 条 新規性；技術水準

発明は，それが技術水準の一部を構成するものではないとき，新規であると認める。

技術水準とは，特許出願の日前に書面若しくは口頭の説明により，又は実施その他の方法により，イタリア国領域内又は外国において公衆の利用に供された一切のものを含む。

また，イタリア国特許出願又はイタリア国を指定国とする欧州特許出願及び国際特許出願であって，それらの各出願日が前段落に述べる出願日前であり，かつそれらの出願日以降に公表され公衆の利用に供されたものも，技術水準に含まれるものとする。

前数段落の規定は，技術水準に含まれる物質や合成物の特許性を妨げない。ただし，それらが新規の用途に供せられることを条件とする。

第 15 条 先行開示；優先権

第 14 条の適用上，発明の開示はそれが特許出願に先立つ 6 月以内に生じ，かつそれがその出願人又はその法律上の前権利者の利益を害する明白な濫用に起因し，又はその結果であったときは，考慮されない。

さらに，開示は，それが 1928 年 11 月 22 日にパリで署名された国際博覧会条約及びその後の諸改正条約の規定に該当する公の，又は公に認められた博覧会において生じたときも，考

慮されない。

国際条約に基づいて主張される優先権に係わる発明に関しては、第 14 条に規定する新規性の要件については、優先権の開始日を考慮して判定しなければならない。

第 16 条 進歩性

発明は、それが現在の技術水準に照らし、当分野の技術者にとって自明でないときは、進歩性を有するものと認める。技術水準が第 14 条第 3 段落の趣旨に該当する文書を含む場合、それらの文書は発明の進歩性の存否を判定する上で考慮されない。

第 17 条 産業的利用性

発明は、それが農業を含む産業の何れかの分野で製造又は使用が可能なときは、産業上利用性があるものと認める。

第 II 章 特許権者

第 18 条 発明者

特許を受ける権利は、第 23 条、第 24 条及び第 26 条に規定する場合を除き、発明者及びその承継人に帰属する。

第 19 条 指定

産業上の発明の特許出願人は、特許に関する権利を与える 1 人又は 2 人以上の者を、その権利の性質を特定して出願時に指定することができる。

このような指定は、特許登録簿及び特許証に記入する。ただし、前記により指定された者による受諾の通知が、特許の付与前にイタリア特許商標庁に到達することを条件とする。

第 20 条 複数の発明者

産業上の発明が複数の者によりなされたときは、特許に起因する権利については、別途合意がなされた場合を除き、民法の共有に関する規定により規制されるものとする。別途合意がなされた場合を除き、特許権の譲渡は所定の手数料を納付する義務を譲受人に課する。権利が 2 人以上の者に共同で、又は分割して譲渡される場合、全員が共同で当該手数料を納付する義務を負う。

第 21 条 内国民待遇

外国人は、イタリア国民に対して定める規定と同一の規定のもとに、産業上の発明の特許権を取得することができる。

産業上の発明の特許に関する国際条約により、外国人がイタリア国領域内で現在享受しているか、現在まで享受していたか、又は将来享受するであろう如何なる利益も、イタリア国民にも及ぼされるものとする。

第 22 条 イタリア特許商標庁の従業者

イタリア特許商標庁の従業者は、イタリア特許商標庁におけるその雇用契約期間終了日以降

2 年間を経過するまでは、直接的にも間接的にも産業上の発明の特許を出願することができず、またその譲受人になることもできない。

第 23 条 従業者である発明者

産業上の発明が、雇用契約又は雇用関係の実行又は履行の過程において開発され、またその発明に関わる活動が当該契約又は関係の目的を構成するものであり、かつその活動に相応の対価が支払われるときは、当該発明に起因する権利は使用者に属するが、ただし発明者が発明者として認められる権利を妨げるものではない。

発明に係わる活動について何らの対価も規定されておらず、かつ発明が雇用契約又は雇用関係の実行若しくは履行の過程において開発されたときは、その発明に起因する権利は使用者に属するが、ただし発明者は発明者として認められる権利の他、当該発明の価値に相応する額の公正な対価を受ける権利を有するものとする。

第 24 条 使用者の優先的取得権

前条に述べる状況は存在しないものの、発明者が雇用されている民間企業又は官公庁の業務分野にその産業上の発明が該当するときは、使用者はその発明者が使用者から当該発明の開発に際して援助を受けた場合はその価値に等しい額を控除した後に定める実施料又は価格の支払と引き換えに、当該発明の排他的及び非排他的利用、その特許の取得、並びに外国においてその特許を出願及び取得する優先的権利を有するものとする。

使用者は、特許付与の通知を受領してから 3 月以内であれば、前記優先的権利を行使することができる。

本条に規定する優先的権利の行使から生ずる関係は、定められた対価がその支払期限までに全額支払われないときは、当然に消滅する。

第 25 条 仲裁

第 24 条に規定する場合において、対価、実施料若しくは価格、並びにこれらに関する条件について合意が得られないときは、3 人の構成員からなる仲裁委員会、すなわち各当事者が 1 人ずつを指名し、第 3 人目はこれら 2 人の構成員が指名するものが、まず決定を行うが、合意が得られない場合には、従業者が通常その職務を遂行する地域を管轄する裁判所の長が、前記の事項について決定する。

発明者が官庁職員である場合、対価、実施料及び価格、並びにこれらに関する条件は、仲裁委員会ではなく当該官庁の大臣が決定する。この決定に対しては審判請求をすることができない。

第 26 条 雇用契約の枠内でなされた発明

前数条の目的のため、産業上の発明は、それが属する活動分野に該当する民間企業又は官庁での勤務を当該発明者が終了した日から、1 年以内にその発明の特許が出願されたときには、雇用契約又は雇用関係の履行中に開発されたものとみなす。

第 III 部 特許出願、特許の審査及び特許の付与

第 27 条 出願

特許出願は、本法律により出願の正当な権利を有するとみなされる者が行うことができる。イタリア特許商標庁に出頭して手続を行う場合、当該出願人は、特許を取得する権利及びこの権利を行使する正当な権利を有する者とみなされる。

第 27 条の 2 出願人以外の者に属する権利

特許を取得する権利が出願人以外の者に属する旨確定判決により判断されるときは、その者は特許が未だ付与されていないことを条件に、その判決が確定してから 3 月以内に、自己の裁量により、次の行動を取ることができる。

- (a) 一切の目的のため、当該出願人に代わり自己の名で特許出願を遂行する。
- (b) 新しい特許出願であって原特許出願の内容を超えない範囲において原特許の出願日又は優先日をもって発効する新しい特許を出願する。この場合、原特許出願は一切の効力をも生ずることがなくなる。
- (c) 当該出願の拒絶という結果を生じさせる。

特許がこれを受ける正当な権利を有する者以外の者に既に付与されているときは、その正当権利者は、自己の裁量により、次の行動を取ることができる。

- (a) 遡及的効力を有する判決をもって、その特許を自己の名に書き替えるよう請求する。
- (b) 正当権利者でない者に与えられた特許の無効を主張する。

第 38 条第 1 段落に規定する公告の日から 2 年が経過し、かつ特許を受ける正当な権利を有する者が前段落に規定する何れの権利をも行使しないときは、何れの利害関係人も、正当な権利を有しない者に与えられた特許の無効を主張することができる。

第 27 条の 3 外国の工業所有権庁への出願

前条にいう者がイタリア国領域内に居住している場合、これらの者は、産業通商工芸省の許可を受けなければ外国の特許庁に特許出願を行うことはできず、またイタリアにおける出願日若しくは前記許可請求の日から 90 日を経過する前には外国の特許庁に特許出願を行うことができない。

産業通商工芸省は、国防省から許可申請についての意見を得た後にこの請求について決定する。90 日以内に拒絶の回答がないときは、当該許可は与えられたものとみなす。

第 1 段落の規定に違反した者は、その違反がより重い罪を構成する場合を除き、30,000 リラ以上の罰金又は禁固に処する。

違反が許可の拒絶後になされた場合、その違反者は 1 年以上の禁固に処する。

第 28 条 発明の開示；微生物学的発明；提出すべき文書

産業上の発明の特許出願には、その理解に必要な明細書及び図面を添付しなければならない。発明は、その技術分野に精通した者が実施するために十分明確かつ完全な方法で開示しなければならない。また、その主題に該当する名称を伴わなければならない。

発明が微生物学的方法又はその生産物に係わるものであり、かつその微生物が公衆に入手可能なものではなく、その技術分野に精通した者がその発明を実施できるような方法で開示で

きない場合は、当該特許出願は、その明細書に関しては、本法律の規則に定める規定に従わなければならない。

より早い出願に基づく優先権が主張されるときは、出願人は当該優先権の存在を明らかにする文書及び資料をイタリア特許商標庁に提出しなければならない。

第 29 条 発明の単一性

出願は、各発明毎にしなければならない。

1 件の出願に数個の発明が含まれている場合、イタリア特許商標庁は、所定の期間内にその出願をそれらの発明のうち 1 つに制限する旨を出願人に求める。出願人は、残余の発明について必要な件数の出願を行う権利を有し、これらの出願は、原出願の出願日の効果を有するものとする。

本法律に規定する審判部への審判は、イタリア特許商標庁の定める期間の進行を停止する。

第 30 条 [削除]

第 31 条 出願の審査

その方式上の適法性が確認され、かつ名称も発明の主題に該当すると認定された出願の審査は、当該発明が第 12 条の規定に適合し、第 13 条の規定に抵触しないか否かを確定することを目的とする。

審査においては発明の技術的価値及び経済的価値は検討されない。

イタリア特許商標庁は、前記条件が満たされていないと判断するときは、その出願を拒絶する。

第 32 条 [削除]

第 33 条 実施に関する通知

イタリア特許商標庁の発行する全ての特許は、その主題である発明が、当該発明に係わる製品の生産及び取引に関する法令の定めるところに従う場合にのみ実施することができる旨の告知を伴うものとする。

第 34 条 [削除]

第 35 条 特許出願の全体又は部分的な拒絶の通知

イタリア特許商標庁は、出願を拒絶又は部分的にのみ承認するときは、その旨出願人に通知する。出願人は、当該通知の日から 30 日以内にこれに対し審判請求をする権利を有する。特許登録簿及び特許証に自己の名称を記載すべき旨の請求を拒絶された発明者は、上記と同様の期間内に審判請求をする権利を有する。

第 36 条 審判

審判は、第 71 条に規定する審判部によって決定される。審判部は、利害関係人又はその指名した者若しくは代理人を聴取し、主張について述べた書面を検討した後に決定を行う。

前条第 2 段落に規定する審判は、特許付与手続の進行を妨げないものとし、また、発明者が自己の名称を特許登録簿及び特許証に記載する権利を妨げることもない。

第 37 条 特許の有効性に関する訴訟

特許の付与は、特許の有効性及び発明に起因する権利に関する訴訟の提起を妨げない。

第 38 条 公告及び通知

イタリア特許商標庁は、付与された全ての特許について、第 97 条に規定する特許公報に公告する。

公開された明細書及び図面は、特許の付与後に印刷する。

前記印刷写し及び公報による公告には、発明者の名称を掲載しなければならない。

第 39 条 発明者の記載

イタリア特許商標庁は、発明者の記載が正確であるか否かの確認は行わない。

発明者の不完全及び不正確な記載の訂正は、そのように記載された者の同意書、及び訂正の請求を出願人又は特許権者が請求するのではない場合は、これらの者たちの同意書を添付した請求によってのみ行うことができる。

第三者がイタリア特許商標庁に、特許出願人又は特許権者はその第三者を発明者として記載すべきであるとする確定判決を提出するときは、イタリア特許商標庁は特許登録簿にその名称を記入し、また公報にその旨の告示を公告する。

第 35 条及び第 36 条の規定は、適用可能な限度において前数段落に述べる場合に適用する。

第 40 条 [削除]

第 40 条の 2 特許付与の延期

イタリア国に互恵的待遇を与える外国政府の要求がある場合には、国防省はその国で既になされた特許出願であって守秘義務の対象となる発明の特許の付与及び公告を、3 年を超える期間延期することを要請することができる。

当該要請を行った外国政府は、支払可能な補償金を支払わなければならない。

第 41 条 付与が延期された特許に関する守秘義務

発明は、前記延期要請が通告された後においては、その延期の全期間中、収用手続の係属中、及び守秘義務について規定した命令が発せられたとき以降において、秘密に付さなければならない。

発明はまた、第 10 条第 2 段落の規定に該当する場合にも、守秘義務に基づき利害関係人が収用開始を命ずる決定の通知を受領した後、秘密に付さなければならない。

守秘義務は、管轄官庁の許可があるときは、解除する。

守秘義務の違反者は、刑法第 262 条の規定により罰する。

第 42 条

前記の省及びこれに属する組織は、それらによって成された産業上の発明の特許出願を、秘

密に付すべき旨を要請することができる。

第 43 条

イタリア国の国防に利害関係のある発明について、管轄官庁が特許の付与を要請するか、又は第 40 の 2 条に定める延期が認められるときは、特許付与の手続は、当該官庁の要請により秘密裡に行うものとする。この場合、公告は行われず、また本法律にいう公衆による査閲は許されない。

第 IV 部 特許の手数料

第 44 条 手数料の種類

産業上の発明の特許には、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 出願手数料
- (2) 特許の効力を維持するために納付すべき年金
- (3) 明細書及び図面の印刷発行手数料

第 45 条 [削除]

第 46 条 出願の拒絶及び取下；手数料の返還

出願手数料，当初 3 年分の年金，及び印刷発行手数料は，出願に先立ち支払うものとする。出願が拒絶されたり特許の付与以前に取り下げられたときは，既に納付された金額は，出願手数料を除き返還する。

第 47 条 その後の年金

当初 3 年分の年金納付後に納付すべき年金は，出願した月と同一の月内にあらかじめ納付しなければならない。この期間の満了後は，割増手数料の賦課を伴うがその後の 6 月以内であれば納付できるものとする。

年金は，何年分でもあらかじめ納付することができる。

第 48 条 支払期限

特許付与の日から 4 月以内に，前記期間内に納付すべき年金又は納付の到来する年金は，割増手数料の賦課なしに納付することができる。

この期間の満了後は，割増手数料の賦課と共にその後 6 月以内に納付されるものとする。

第 49 条 許容できる過誤；時機に遅れた適正化

年金の不足その他不正規な納付が，明白な過誤又は他の許容すべき理由に基づくときは，イタリア特許商標庁は利害関係人の請求により，年金の遅納又は納付の適正化を許すことができる。

イタリア特許商標庁がこのような請求を拒絶したときは，利害関係人は，当該拒絶の通知受領の日から 30 日以内に審判部に審判請求をすることができる。

第 50 条 非排他的ライセンスの申出；効力；補償金

非排他的ライセンスがなにも登録されていない場合，特許出願人及び特許権者は，その出願又はイタリア特許商標庁宛の申立書において，当該発明の非排他的ライセンスを許諾する旨，公衆に申し出ることができる。

このライセンスは，補償金が受領される前でも，当該申出が承諾された旨の通知を特許権者が受け取った日に有効となる。この場合，その額及び支払条件は，3 人の委員からなる仲裁委員会，すなわち双方当事者が各々 1 人を選任し，第 3 人目は当事者双方の合意によって選任されたもの，が定めるものとし，合意のない場合は，審判部の長が定めるものとする。仲

裁委員会は、公正な評価に基づいて裁定を行う。その裁定が明らかに公正でないとき又は誤っているとき、並びに当事者の一方が自己の側の仲裁委員を選任しないときは、上記事項は裁判所が定めるものとする。

既に決定された補償金を明らかに不相当とする事態が発生するか、又は知られるようになったときは、補償金は、元の補償金について規定するところと同一の方法で再検討することができる。

自己の特許のもとでライセンスを許諾する旨を公衆に申し出た特許出願人及び特許権者は、納付すべき年金につき、50%の減額を受ける権利を有する。このような減額は、イタリア特許商標庁が付与する。当該申出は、特許登録簿に記入し、かつ公報に公告するものとし、その効力は当該申出が取り下げられるまで存続する。

第 51 条 貧困な発明者

産業通商工芸省は、自己が貧困であることを明らかにする発明者に印刷手数料の納付を免除することができ、また、当初 5 年分の年金の納付を猶予することができる。第 5 年の満了の際に、発明者が自己の特許の効力を引き続き保持したいと希望するときは、第 6 年分の年金のみならず、滞納年金の全額をも納付しなければならない。その納付がないときは、特許は効力を失う。この場合、発明者は既に経過した年数に相当する年金を納付する義務を負うことはない。

第 V 部 特許の実施，取消，放棄及び無効

第 52 条 発明の実施

特許の主題を構成する産業上の発明は，国民の需要に比し重大な不均衡を生じない限度において，イタリア国領域内で実施しなければならない。

イタリア国領域内で開催される公の，又は公に認められた博覧会に初めて展示される品目に関する発明は，それが博覧会場に搬入された日からその閉会日まで実施されているものとみなす。ただし，それが少なくとも 10 日間以上の期間，若しくは博覧会の開催期間がそれより短いときはその全開催期間を通じて展示されていたことを条件とする。

第 53 条

欧州連合若しくは世界貿易機構の構成国以外の国で製造された品目の国内領域への搬入若しくはそこで販売は，当該発明の実施を構成しない。

第 54 条

(1) 特許付与の日から 3 年又は特許の出願日から 4 年の期間のうち，何れか遅く満了するものが満了した後においても，特許権者又はその承継人が直接に，若しくは 1 人又は 2 人以上の実施権者を介して，国内領域で製造を行うか欧州連合又は世界貿易機構の構成国内で製造された品目を輸入するという方法によって，イタリア国領域内で当該特許発明を実施しなかった場合，又は国民の需要に比し重大な不均衡を生ずるような程度においてこれを実施した場合は，当該発明を非排他的に実施する権利を請求する者のため，このライセンスを強制的に設定することができる。

(2) 前項に述べる強制ライセンスは，次の場合にも付与される。

(a) 当該発明の実施が 3 年を越える期間中断されているか，又は国民の需要に比し重大な不均衡を生ずる程度にまで減少されたとき

(b) 先願に基づいて与えられた特許に内在する権利を妨げないでは後願に基づいて与えられた特許に係わる当該発明を実施することができないとき

この場合，先願に基づく特許に係わるライセンスは，先願に基づく特許に比し後願に基づく特許が顕著な経済的利点を有する重要な技術的改善を具備していることを条件として，後願の特許権者が自己の発明を実施するために必要な限度において，付与することができる。第 54 条の 2 第 5 段落の規定を妨げることなく，上述のようにして取得されたライセンスは，後願に基づく発明に係わる特許を伴わない限り，移転することはできない。先の発明に係わる特許の所有者もまた，後の発明に係わる特許を使用するための強制ライセンスを，公正な条件のもとで取得する権利があるものとする。

(3) 前数項に規定する強制ライセンスを求める者は，自己が事前に特許権者と交渉したものの，公正な条件で当該特許権者から契約上のライセンスを得られなかったことを明らかにしなければならない。

(4) 本条の規定は，軍当局に属する発明及び第 41 条の規定により秘密に付された発明には適用しない。

第 54 条の 2 強制ライセンスの拒絶；公正な補償金；偽造；訴訟手続

強制ライセンスは、特許発明の不実施又は不適当な実施が特許権者又は承継人の支配を超えた原因に基づくときは許可してはならない。これらの原因には、資力の不足、及び特許産品が外国で広く流通している場合におけるその特許産品又はその特許方法によって生産された物の国内市場における需要の不足は含まれない。

強制ライセンスは、特許権者又はその承継人への実施権者による公正な補償金の支払と引き替えて、また当該発明をライセンスの設定において定められる条件に従い良好に実施することを証するために必要な保証をライセンスの設定を求める者が提供する、という条件のもとでのみ、許諾される。

強制ライセンスは、発明の実施が主として国内向けの供給である場合には許諾される。

強制ライセンスは、発明の盗用者には付与されない。

強制ライセンスは、特許の有効期間の残存部分を超える期間は存続することができず、また、特許権者若しくはその承継人の同意がある場合を除き、実施権者の事業に伴ってのみ、又はライセンスが行使される事業の当該特定部門に伴ってのみ、移転することができる。

強制ライセンスは、実施権者が提起するものを含み、特許及び特許に起因する権利の効力に関する訴訟の提起を妨げない。

第 54 条の 3 発明の実施義務；特許の失効

強制ライセンスの付与は、特許権者又はその承継人がその発明を実施する義務を免除するものではない。

特許は、その発明が強制ライセンスが付与された最初の日から 2 年間実施されなかったとき、又は国民の需要に比し重大な不均衡を生ずるような程度において実施されたときは、効力を失う。

第 54 条の 4

(1) ライセンスの設定に関する命令により、その目的、対価及び支払条件に関連してライセンス設定を制約する、発明実施の範囲、期間及び方法、並びに保証等の事項について規定しなければならない。異議がある場合には、補償金の額及び支払方法については第 50 条第 2 段落の規定により定めるものとする。

(2) ライセンス設定の条件は、正当な理由があるときは、何れかの当事者の請求により産業通商工芸省の命令をもって変更することができる。

(3) 第 50 条第 3 段落の規定は、補償金の改定に適用する。

(4) ライセンスは、発明実施の条件が満たされなかった場合、及び実施権者が所定の額及び条件にしたがって補償金を支払わなかった場合には、産業通商工芸省の命令によって取り消すものとする。強制ライセンスを設定された特許の特許権者及びその承継人が、当該強制ライセンスに関わる条件に比し、より有利な条件で自己の特許の実施を第三者に許諾するときは、当該ライセンスに対しても上記有利な条件が、実施権者の請求によって適用されるものとする。

(5) イタリア特許商標庁は、採択した何れの措置についても、すべての当事者に通知しなければならない。

(6) ライセンスの設定、ライセンス設定の条件の変更、ライセンスの取消、並びに補償金の

決定及び変更に関する命令は、特許公報に公告し、特許登録簿に登録する。

第 54 条の 5

(1) 強制ライセンスはまた、その設定をもたらした状況がもう存在せず、今後再来する可能性もないとき、産業通商工芸省の命令によって取り消すことができる。

(2) 特許権者は、イタリア特許商標庁に申立を行って強制ライセンスの取消を求めることができ、イタリア特許商標庁はその旨を受領証を付した書留郵便によって強制実施権者に通知する。実施権者は、当該書留郵便受領の日から 60 日以内に、理由を付してイタリア特許商標庁に異議を申し立てることができる。1994 年 4 月 18 日の大統領令第 360 号第 4 条及び第 5 条が適用される。

(3) ライセンスが取り消された場合、元実施権者は先の利用の範囲内又は真正で有効な方法により定められた範囲内で、発明を実施することができる。

第 54 条の 6 [削除]

第 55 条 特許の失効

特許は、以下の条に規定するとおり、年金の納期に当たる日から 6 月以内に年金が納付されないときは、効力を失う。

第 56 条 失効の手続

年金の納期が到来した月、第 47 条にいう後続の 6 月間、及び一般に手数料の納付を要求される期間の満了後にも年金が納付されないときは、イタリア特許商標庁は利害関係人に対し、書留郵便をもって納期の到来した年金が所定の期間内に納付されなかった旨を通知する。

上記通知の日から 30 日経過後、イタリア特許商標庁は年金の不納に基づく特許の失効を特許登録簿に登録し、続いて特許公報に当該失効の告示を公告する。

第 57 条 失効に対する審判

特許権者は、自己が所定の期間内に納付をした旨を証明することができるときは、公報での当該公告の日から 6 月以内に、上記失効登録の取消及び公告の訂正を求める審判請求を審判部にすることができる。審判部は、利害関係人又はその代理人を聴取し、主張を記した書面がある場合はそれらを審理した後、決定を行う。

審判の提起及び決定の発令は、特許登録簿に登録し、公報に公告する。

第 58 条 失効の推定

第 56 条にいう公告があり、その公告日から 6 月経過した後、又は公告が棄却された後に、当該特許は、その年金が所定の期間内に納付された最後の年の年末をもって効力を失ったものとみなす。

第 59 条 特許の無効理由

特許は、次の場合は無効とする。

(1) 当該発明が、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条及び第 17 条により特許付与可能な

ものでないとき

(2) 当該発明が、当分野の技術者により実施することができる程度に十分明確かつ完全な方法で開示されていないとき

(3) 当該特許の主題が出願当初の出願内容を逸脱しているとき

(4) 当該特許権者が、当該特許を受ける正当な権利を有さず、また発明者が第 27 条の 2 に規定する権利を行使しなかったとき

上記無効理由が当該特許の一部にのみ影響するときは、当該特許はその一部無効を宣言する判決により、これに対応する制限を受けるものとする。

無効の特許は、有効性を備えており、かつ出願人が無効性を認識していたならば取得を望んだであろう別途の特許の効力を有する。別途の特許の有効性を記した判決は、無効の特許の転換について規定する。

転換が無効特許の当初の期間を延長するときは、実施権者及び来るべき満了を念頭に置いて特許の主題を利用するために重大かつ有効な投資を行った者は、延長された期間について、無償の非排他的な強制ライセンスを取得する権利を有する。

第 59 条の 2 無効宣言の効果

特許の無効を宣言する判決は、遡及的効力を有するが、次に影響を及ぼすことはない。

(a) 侵害訴訟の判決であって、確定判決の効力を有するものを既に執行した場合

(b) 特許無効を宣言する判決が確定した日以前に締結された当該発明に関わる契約であって、その判決の言渡前に履行された場合。ただし、当該契約に基づき支払われた金額の返還は、事情により正当化されるときには、衡平の原則に照らして裁判所が許可することができる。

第 59 条の 3 特許放棄の効果

特許権者は、自己の特許を放棄するために、イタリア特許商標庁が受理する書類をもって、特許登記簿に当該放棄について登録することができる。

第三者のために特許に物権を設定若しくは承認する法律行為若しくは処分が当該特許について登録されているとき、又は前記物権の設定若しくは承認を求める訴訟の提起が登録されているときは、放棄は当該第三者の同意書を添付する場合にのみ効力を生ずる。

第 59 条の 4 特許の限定

特許は、特許権者が補正された明細書及び図面を添付して請求を行うことにより、限定することができる。

イタリア特許商標庁が請求を容認する場合で原特許が既に印刷に付されているときは、請求人は第 44 条(3)に規定する印刷手数料を再度納付しなければならない。

特許の制限請求は、その特許の無効に係わる訴訟が係属中であるとき、及び当該訴訟の判決がまだ確定しないときは、認められない。また、第 59 条の 3 第 2 段落にいう者の同意がないときにも、その請求は認められない。

イタリア特許商標庁は、特許が限定された旨の告示を特許公報に公告する。

第 VI 部 収用

第 60 条 軍事及び公益

係属中の出願に起因する権利を含む特許権は、この国の国防その他公益のため、国によって収用することができる。

収用は、第 54 条の 4 及び適切な場合は後続の各条の規定を妨げることなく、国の需要に応ずるため当該発明を実施する権利に限定することができる。

収用が国防のため実施される場合であってその収用がイタリア国民の特許に係わるものであるときは、その収用は、外国で当該特許を出願する権利をも収用官庁に移転する。ただし、当該官庁がこの権利を放棄又は制限するときはこの限りでない。

第 61 条 収用命令

収用は、所轄の大臣の提案に基づき産業通商工芸省及び大蔵大臣の同意を得て、また収用措置がこの国の国防に係わるときは内閣との協議の後に、その他の一切の場合については審判部との協議の後に、共和国大統領令によって実施する。

この国の国防のための収用命令が第 38 条に規定する印刷前に発せられるときは、その命令には当該発明の主題に関する守秘義務、及びその義務の存続期間を定める事ができる。

守秘義務に違反した者は、刑法第 262 条に規定するところにより罰する。

第 62 条 収用の補償金

公益のための収用命令には、審判部との協議の後、特許権者に与えるべき補償金についても定めるものとする。この国の国防のため収用が実施されるときは、その補償金は、上に規定するところとは別途、後に定めることができる。

第 63 条 補償金決定のための仲裁

国防のため実施する収用の補償金は、当事者が合意に達しないときは、当事者の選任する仲裁人によって定める。選任すべき仲裁人について当事者が合意に達しないときは、補償金は、3 人の委員、すなわち 1 人は被収用者が選任し、もう 1 人は収用を申し出た省が選任し、議長となる第 3 の 1 人は前記 2 人の仲裁委員の選任する者、からなる仲裁委員会が決定するが、ここで合意が得られない場合には産業通商工芸省が決定する。収用官庁の選任する仲裁人を除き、仲裁人は公認業者名簿に基づいて選任しなければならない。仲裁手続及び費用の支払について規制する事項は、規則により定めるものとする。

第 64 条 裁定；寄託；遅滞及び公正な補償金

裁定は、仲裁人が自己の選任を受諾した日、又は仲裁委員会が成立した日から 3 月以内に産業通商工芸省に寄託しなければならない。3 月を超えない期間の延長が、1 回だけ許容される。裁定は、収用官庁の要請があるときは秘密に付すものとし、また、裁定に対し不服の申立は許されない。産業通商工芸省は、利害関係人の請求により、裁定の寄託を証し、支払うべき金額及び支払人の名称を記載した証書をこれに交付する。

本条及び前数条の規定を順守した結果、収用に関し決定をする際の関係官庁の遅滞のため、外国における優先権を主張する利益を喪失したことを証明し得る発明者に対しては公正な補

償金を支払わなければならない。

第 65 条 収用に対する審判；除外；登録

公益に基づく収用命令に対しては国事会議に審判請求をすることができるが、ただし補償金の額に関する紛争はこの限りではなく、この種の紛争は、司法当局が管轄権を有する。

ただし、国防のために発せられる収用命令に対しては、審判請求をすることができない。

イタリア特許商標庁は、収用命令は全て特許登録簿に登録する。

第 VII 部 登録

第 66 条 登録される行為の一覧

次の文書は、イタリア特許商標庁に登録することによって公開する。

- (1) 産業上の発明のイタリア国特許に内在する権利の一部又は全部の移転に係わる、生存者間に取り交わされた証書であって、対価を伴うもの及び伴わないもの双方
- (2) 対人的及び対物的享有権、若しくは第 69 条の規定により上記特許に設定された担保権の取得、喪失及び変更に係わる、生存者間に取り交わされた証書であって、対価を伴うもの及び伴わないもの双方
- (3) (1)及び(2)に述べる権利に係わる分割証書、共有証書、和解証書及び放棄証書
- (4) 差押令状
- (5) 強制売却の結果である裁定の正式報告
- (6) 差し押さえられた特許のうち、民事訴訟法の規定により債務者に返還されるべきものの売却中止に関する正式報告
- (7) 公益のために発せられた収用命令
- (8) (1)、(2)及び(3)に述べる証書が登録されていなかった場合にこれらの文書の存在を宣言する判決
登録文書の無効、失効、終了、解除及び破棄を宣言する全ての判決は、当該判決に係わる文書の登録用紙の余白に記入するものとする。
本条に規定する判決を入手するため裁判所に提出する訴状もまた、登録されるものとする。
この場合、判決の登録は、上記申立書の登録があった日から効力を生ずる。
- (9) 適法な承継を証する、財産処分に関する遺言書及びその他の文書、並びにこれに関する判決
- (10) 第 27 条の 2 にいう判決及びこれに関して裁判所に提出された訴状
- (11) 第 59 条第 3 段落にいう判決及び裁判所に提出された関連の要求書

第 67 条 登録手続；却下；審判

登録には所定の手数料を納付しなければならない。

登録を受けるため、これを求める者は、公文書の認証謄本又は私文書の原本又はその認証謄本を添付して申請書を提出しなければならない。認証が不可能であるときは、イタリア特許商標庁は、無認証の私文書の登録を許可することができる。

文書の方式の適法制を審査した上で、イタリア特許商標庁は申請書提出の日付で登録の措置を取る。

イタリア特許商標庁が申請を却下するときは、申請者は 30 日以内に審判部に審判請求をすることができる。審判部は、申請者又はその代理人を聴取し、主張を記した書面が提出されている場合はそれらを審理した後、決定を行う。

登録は、提出された申請書の先後の順序に従い行うものとする。

脱漏又は過誤は登録の効力に影響を及ぼさないが、ただし、それが登録される文書又はそこで言及される特許の全般に関し、不明確さを生じさせないことを条件とする。

第 68 条 登録の効力

第 66 条にいう文書及び判決は、同条(4)、(9)及び(10)に記載する遺言、文書及び判決を除き、これらが登録されない限り、特許に内在する権利を取得しこれを適法に維持する第三者に対抗することはできない。

同一の権利を同一の特許権者から取得した者が複数いるときは、最初に自己の権利を登録した者が優先する。

差押令状の登録は、その後の文書や判決の登録の効力を停止する。これらの登録の効力は、差押決定の判決が登録された後には消失するが、ただしこれは当該登録が判決の日から 3 月以内になされることを条件とする。

適法な相続を証明する遺言状及び文書、並びに関連する判決は、権利移転の連続性を確実にするためにのみ登録する。

第 69 条 特許に内在する担保権；登録の抹消

産業上の発明の特許に内在する担保権は、金銭債券について設定するものとする。当該債券の券面額がイタリア通貨で表示されていないときは、登録の際これに相当するリラ貨に換算して表示しなければならない。

複数の担保権があるときは、当該担保権が登録された先後の関係が担保権の間の優先順位を決定する。

担保権の登録は、債権者が発行する同意書の提出があり、この同意書に付した債権者の署名が認証される時、裁判所の確定判決により抹消が命じられたとき、及び第 87 条に規定する担保権の実施があった後には、抹消する。

抹消には、登録について規定する手数料と同額の手数料を納付しなければならない。

第 VIII 部 管理規定及び管轄規定

第 70 条 イタリア特許商標庁の権限；組織及び運営

本法律により規制する事項に関連する一切の役務は、産業通商工芸省に付置する発明、実用新案、意匠及び商標に関するイタリア特許商標庁が提供する。

イタリア特許商標庁の組織運営に関する法規は、1926 年 1 月 31 日法律第 100 号第 1 条に規定するとおり、大蔵大臣の同意を得て産業通商工芸省の提案するところにより共和国大統領令により制定する。

第 71 条 審判部；構成

本法律で規定するイタリア特許商標庁による処分に対する審判についての決定は、上訴審裁判官の等級以上の等級を有する下級審裁判官、又は大学の法律学教授又は上級公務員で法律を専門とする者の中から法務省と協議の上選出される、1 人の部長及び 4 人の構成員からなる審判部によって言い渡す。審判部の構成員及び部長は、産業通商工芸省大臣の命令により 2 年の任期をもって任命され、再任も妨げない。大学教授又は上級公務員の中から部長が任命する専門家が、同審判部に提出される特殊問題を検討するため同審判部に付属されることがある。当該専門家は、評決に参加することはできない。

イタリア特許商標庁長官は、審判部の構成員となるものとするが、評決に参加することはできない。

審判部は、発明の特許に関する問題についての諮問委員の資格で、産業通商工芸省において機能するものとする。

同審判部の構成員、同審判部の事務局の構成員及び特殊問題について報告を行うために同審判部に付属された専門家の報酬は、大蔵大臣と協議の上、産業通商工芸省大臣の命令で 2 年ごとに定められる。

第 72 条 審判部の機能

審判部は、その決定及び命令において、決定及び命令の告知及び形式に関する民事訴訟法の規定を、その適用の範囲内で順守しなければならない。

審判部が取るべき手続に関する規定は、本法律の施行規則で定める。

第 73 条 審判手数料

審判は、所定の手数料の納付を証する書面と共に提起しなければならない。この手数料は、審判が棄却されるときは返還しない。

第 74 条 特許に関わる訴訟の性質

産業上の発明の特許に係わる訴訟は、動産に関する商事訴訟の性質を有する。

第 75 条 司法当局の権能

産業上の発明に係わる訴訟は、当事者の国籍、住所又は居所のいかに拘らず、この国の司法当局に提起しなければならない。

それらの訴訟は、被告の住所地の司法当局に提起しなければならない。被告がこの国に住所、

居所又は選定住所の何れも有しないときは、訴訟は原告の住所地又は居所の司法当局に提起しなければならない。原告も被告も、この国の領域内に真の住所も選定住所も有しないときは、ローマの司法当局が管轄権を有する。

管轄を決定するため、及び行政当局又は司法当局による送達のため、特許登録簿に登録された住所を選定住所とみなす。

第 76 条

訴訟が原告の権利を侵害したとされる事実に基づくときは、その訴訟は、当該事実が発生した地の司法当局にも提起することができる。

第 77 条

(1) 産業上の発明の無効又は失効を証明する責任は、常に当該特許に異議申立をする当事者にあり、同様に侵害行為を証明する責任は特許権者にあるものとする。

(2) 一方の当事者が自己の主張の有効性を示す真の証拠を提示しており、かつその証拠を裏付ける文書、データ又は情報をもう一方の当事者が所有していることを知っているとき、その当事者は、もう一方の当事者にそれらの証拠を提出させるか、又は尋問により情報を得るための命令を発するように、裁判所に要請することができる。さらに、違法行為を構成する物品やサービスの製造や販売に係わった人物を特定できるデータを提示させる命令を発するように、裁判所に要請することもできる。

(3) 上記の手段を実施する際、裁判所はもう一方の当事者を聴取し、秘密情報の保護に必要な措置を取るものとする。

(4) 本法律の主題に係わる事項において、職権上指名された技術専門家には、裁判所が提起した問題に係わる文書であって、まだ証拠として提出していないものが提供される場合がある。各当事者は、1人以上の専門家を指名できるものとする。

第 78 条 公訴官の権能

産業上の発明の特許の無効又は失効の宣言を求める訴訟は、公訴官が職権をもって提起することもできる。

この訴訟は、当該特許に内在する権利を有する者として特許登録簿に記載されている全ての者を対象として提起されるものとする。

第 79 条 判決及び登録の効力

特許の無効及び失効は、それが当該特許の一部に係わるものであっても、確定判決として宣言された場合には、第三者に対して効力を有するものとする。

イタリア特許商標庁は、当該判決を特許登録簿に登録する。

第 80 条 イタリア特許商標庁への通知；訴訟の内容を説明する準備書面

産業上の発明の特許に係わる民事訴訟を提起する者は全て、当該訴訟の内容を説明する準備書面の写しをイタリア特許商標庁に送付して、これに通知しなければならない。

司法当局は、上記規定が順守されないときは、手続のどの段階であっても、事件の係争点が確定する前に、上記通知を行うよう命ずるものとする。

裁判所書記官は、特許の無効又は失効を宣言する判決の写しを全て、イタリア特許商標庁に送付する。

第 81 条

産業上の発明の特許権者は、自己の権利の侵害によって生産された物品、当該物品の生産に使用された手段、並びに報告された侵害行為に関わる証拠の目録作成又は差押の命令を要請することができる。差押の場合、当該手段は機密の保持を確実にするために相応しい方法で適用するものとする。

第 82 条

(1) 以下数項に規定がある場合を除き、第 81 条に定める手続は、民事訴訟法の調査及び差押に関する規定により、必要に応じて規制する。

(2) 目録作成及び差押は、裁判所管理官が実施し、必要な場合専門家の援助を得るものとし、また写真撮影など確認に必要な技術的手段を用いる。

(3) 関係当事者は、上記手続に本人が、又は代理人を立てて立ち会う権利があり、自己が選定した技術専門家を同伴してもよい。

(4) 民事訴訟法第 693 条第 2 段落と第 3 段落は、目録作成には適用されない。民事訴訟法第 697 条の目的のため、例外的緊急性の状態を、救済措置の実施を危険に晒さない必要性と同等とみなすものとする。民事訴訟法第 669 条の 8、第 669 条の 9、第 669 条の 10 及び第 675 条は、目録作成にも適用されるものとする。

(5) 民事訴訟法第 675 条に規定する期間が終了した後、既に開始されている目録作成及び差押手続は完了してもかまわないが、同じ命令により、これらの手続を開始することは許されない。これは、本案の手続を進める途中で、裁判所にさらに目録作成及び差押の申請を行う可能性を妨げるものではない。

(6) 目録作成及び差押は、苦情書に記していない人物が所有する物品に係わる場合もあるが、これは上記の手続を命令された当事者がその物品を製造、提供、輸入又は販売に供しており、本人が使用する意図のなかったことを条件とする。実施された差押及び目録作成の記録は、苦情書及び裁判所命令書と共に、上記手続の完了後 15 日以内に、差押及び目録作成により影響された物品の所有者に送付されなければならないが、これに違反したときは当該措置は無効となるものとする。

第 83 条

(1) 産業上の発明の特許に内在する権利の所有者は、特許の侵害を構成するあらゆる事物の製造、販売及び使用を禁止する差止命令の発行を、民事訴訟法の予防的手段に関する規定に従って、裁判所に要請することができる。

(2) 差止命令の発行に際して、裁判所は違反、不履行又は履行の遅延に対する罰金の金額を指定することができる。

第 83 条の 2

第 81 条、第 82 条及び第 83 条に規定する手続は、出願が公衆に公開されたとき以降、又は第 4 条の規定に従って出願を通知した人物にそれが公開されたとき以降はいつでも申請でき

るものとする。

第 84 条 差押の禁止

前数条の規定から除外される例として、また刑法の要件を害することなく、特許を侵害する疑いのある物品であって、イタリア国領域内で開催される公共の、又は公に認められた博覧会の開催地構内に存するもの、及び当該博覧会への、若しくは当該博覧会からの運搬途上にあるものの差押は、執行することができない。ただし、当該物品の目録作成の処分を執行することは可能とする。

第 85 条 判決の公表；差押物品の引渡

司法当局は、特許の侵害に係わる判決の全文若しくはその要約、又は当該判決の執行命令を、敗訴当事者の費用をもって 1 紙又は数紙の新聞紙上に公表するよう、命ずることができる。特許の侵害を認定する判決において、当該特許の侵害により製造、輸入又は販売された物品、及びその製造若しくは特許方法の実施のため使用された特定の手段を引き渡すよう命ずることができ、これはまた、特許権者が損害賠償を求める権利を妨げるものではない。裁判官はまた、前数段落に述べる物品又は製造方法の特許権者の請求により、かつ当該特許の残存期間又は事案をめぐる特別の事情を考慮した上で、特許侵害者の費用をもって、特許の存続期間の満了日まで当該物品又は製造方法の差押を続行するよう、命ずることもできる。この最後の場合に特許権者は、差押物品を自己に引き渡すよう求めることもできるが、このときの価格は、もし当事者間に合意がないときは、必要な場合には鑑定人の助言を得て、次条最終段落の規定により決定するものとする。

第 86 条 損害賠償の支払；物品の除去又は廃棄

損害賠償の支払を命ずる判決には、一方の当事者の請求により、事件の記録及びこれらに基づく結論に従い、賠償金の一括支払を定めることができる。この判決にはまた、当該判決に包含された命令に関して将来発生し得る各違反、各不順守及びその履行上の遅滞につき支払うべき金額をも定めることができる。

産業上の発明の特許に内在する権利の侵害を構成する物品であって、それが私的又は家庭的目的のため、善意でこれを実施する者に属するものは、除去又は破壊を命ずることができず、また、その利用を禁ずることもできない。

本条及び前数条に規定する処分から生ずる紛争は、全て裁判所長、又はこれらの処分を命ずる判決をした下級審裁判官が各当事者を審尋し、略式で当該事項を調査した後に、不服申立を許さない命令の形式で裁定する。

第 87 条 特許に内在する財産権の強制執行

産業上の発明の特許に内在する財産権は、強制執行の対象とすることができる。

民事訴訟法に規定する動産執行に関する規定を、上記執行に適用する。

本法律の施行規則には、上記執行に関する特則を定め、また特許に内在する担保権の実行及びその消滅の条件をも定めることができる。

第 88 条 詐欺行為についての制裁

認証、証明及び承認について欺瞞的手段を使用せずに、産業上の発明の有効な特許を侵害して不正に、当該特許に関わる物品を製造、販売、展示、使用し、若しくはこの国に輸入した者は、利害関係のある当事者からの申立により、400,000 リラ以下の罰金に処する。

第 89 条

物品に真実ではない語句又は陳述を付し、その目的が当該物品が特許により保護されているかのような印象を与える者は、20,000 リラ以上 200,000 リラ以下の罰金に処する。

第 90 条 期限の不順守；所要の一切の注意；審判

特許出願人又は特許権者であって、所要の妥当な一切の配慮を行ったにも拘らずイタリア特許商標庁又は審判部に対し期限を順守することができなかった者は、その不順守が特許出願若しくはこれに係わる請求の拒絶又は却下、又は特許の失効、又はその他の権利若しくは審判手段の喪失という、直接の効果を生ずるときは、自己の権利を回復させることができる。期限を逸した行為は完成されなければならない、また権利回復請求は、事実及び請求の理由を明らかにし、適当な文書を添付して、不順守の原因を解消した日から 2 月以内に提出しなければならない。当該請求は、不順守に係わる期限の満了から 1 年以内のみ行うことができる。年金が不納の場合、この 1 年の期間は、第 47 条に定める、割増手数料の賦課なしの年金納付に関する期限の満了日をもって、終了するものとする。

特許を維持するための手数料が不納の場合、第 47 条に規定する割増手数料を含め、納付すべき手数料の納付証書をも添付しなければならない。

イタリア特許商標庁が権利回復請求を却下するときは、この却下の通知があった日から 30 日以内に審判部に審判請求をすることができる。審判部は、審判請求権の喪失の回復についても管轄権を有する。

本条の規定は、本条の前段落にいう期限、優先権を主張できる期限、その順守が 1972 年 6 月 30 日の共和国大統領令第 540 号第 4 条第 3 段落を適用する条件である期限、並びに特許出願の分割及び分割出願の提出に関する第 29 条の規定により許される期限までの各期間には適用しない。

第 90 条の 2 発明実施のための相当かつ効果的な準備

排他的権利又は排他的権利を取得する権利の喪失と、第 90 条に規定するその回復との間の期間において、発明の相当かつ効果的な準備をした者、又はその実施を開始した者は、その先使用の範囲内又は当該準備の結果である実施の範囲内において、対価の支払なしにその発明を実施することができる。

第 IX 部 一般規定及び経過規定

第 I 章 一般規定

第 91 条 イタリア語の使用

本法律に規定する一切の出願は、イタリア特許商標庁宛に提出しなければならない。
出願及びこれに添付する文書は、イタリア語で作成しなければならない。イタリア語以外の言語で作成した文書は、全てイタリア語の翻訳文を添付しなければならない。

第 92 条 [削除]

第 93 条 出願人又は代理人の住所

出願人又は代理人を定めた場合にはその代理人は、本法律に基づき自己に送付されることになる通信又は告知を受領するため、イタリアにおける住所を出願毎に表示するか又は選定しなければならない。

イタリア特許商標庁は、住所の変更は全て通知されなければならない。また、この変更は、特許登録簿に登録しなければならない。

イタリアにおける住所が表示も選定もされなかったとき、又はイタリア特許商標庁が前数段落の規定により選定された住所の廃止の通知を受けたときは、通信及び告知は、イタリア特許商標庁がイタリアにおける新住所の選定を通知されるまでの期間は、当該文書の写し又はその内容の告示をイタリア特許商標庁の掲示板に掲げる事により、実行するものとする。
イタリア特許商標庁はまた、特許権者の名称の変更も通知されるものとし、この変更は、特許登録簿に登録する。当該通知には、この変更を証する書面を添付しなければならない。

第 94 条 代理人を委嘱する権利；委任状

何人もイタリア特許商標庁における手続のために職業的代理人によって代理されることを強制されない。自然人又は法人は、自己の従業者を自己の代理人とすることができるが、この代理人は職業的代理人であることを要しない。

1 人又は 2 人以上の代理人の委嘱が各別個の真正な、又は認証された証書によるものではなかったときは、その委嘱は、所定の手数料の納付を要する特別の委任状によって行うことができる。

委任状によって与えられる権限は、これに指定された主題についてのみ有効であり、かつイタリア特許商標庁との関係に限定される。

上記権限は、イタリア特許商標庁がこの目的のため供える名簿にその名称が記載されている代理人にのみ与えられる。

上記権限は、その名称が関係する公簿に記載されている特許弁護士又は弁護士にも与えられる。

第 95 条 手数料が不払の場合の請求の不受理

所定の手数料の納付を要する措置を目的とする請求は、当該手数料の支払を証する書面を添付する場合にのみ受理するものとする。

納付は、特許権者以外の者も行ふことができる。

所定の手数料の額は、添付の表 A に掲げる。

印紙税の納付を要する証書及び文書は、1923 年 12 月 30 日の法律第 3268 号及びその修正条項に規定されたもの以外、添付の表 B に掲げる。

第 96 条 特許出願及び特許の登録の公開

特許出願登録簿、特許登録簿、出願及びこれらに係わる何れの文書も公衆の閲覧に供されるものとする。

第 38 条、第 40 条及び第 61 条の規定を妨げることなく、何人も各種の登録簿に登録された事項を閲覧し、その認証済み謄本又は抄本並びにこれに関する文書の写しを入手する権利を有する。

認証謄本又は認証抄本及び証書その他の文書の写しの認証には、所定の手数料を納付することを要する。

第 97 条 公告

本法律に規定する公告は、全てイタリア特許商標庁の編集する特許公報に掲載する。

第 II 章 1979 年 6 月 22 日共和国大統領令第 338 号の経過規定

第 98 条 本法律の適用；施行前になされた特許出願及び登録申請；例外；優先権

産業上の発明の特許出願(途中省略)及び当該出願に係わる文書の登録申請は、本法律の施行前に提出された場合においても本法律の規定に従い処理するものとするが、ただしその方式の整合性及び発明者の指定に関しては、旧規定を適用する。

1939 年 6 月 29 日の勅令第 1127 号第 9 条及び第 17 条の廃止規定にいう優先権は、本法律の施行前に開示が生じたときは、その効力を維持するものとする。

第 99 条 追加の特許出願及び依然有効な追加の特許

追加の特許出願及び追加の特許であつて依然有効であるものは、定例による。第 98 条の規定をこれらに適用する。本法律の施行日から 1 年の満了後に納期が到来する年間手数料を、納付しなければならない。

第 100 条 旧法の適用；付与された発明の特許について無効の理由及び宣言

産業上の発明の特許(途中省略)本法律の施行時に既に交付されたものは、無効の理由に関しては旧規定により、また無効宣言の効力に関しては 1939 年 6 月 29 日の勅令第 1127 号第 59 条の 2 の規定による。

第 101 条 非失効の発明の特許；例外

1939 年 6 月 29 日の勅令第 1127 号第 4 条最終段落の規定は、本法律の施行日までに失効しなかつた産業上の発明の特許に適用する。ただし、当該特許の期間満了が近付いている事情に鑑み、実施権者及び当該発明を実施するため誠実かつ有効な投資を行った者は、当該特許の存続期間のうち残存する期間につき、非排他的で実施料が不要なライセンスを取得する権

利を有するものとする。この権利は未だ失効していない特許に違反した者には適用されない。

第 102 条 規則

本法律の施行から 1 年以内に、産業通商工芸省大臣が法務大臣の同意を得て公布する規則には、職業的代理人名簿の作成に関する規定及び当該代理人の人格及び能力の審査、その職業的活動に関する懲罰権限その他の事項について規定を設けなければならない。

職業的代理人名簿の作成までは、委任状は何人に対しても交付することができる。

第 103 条 1973 年 2 月 22 日省令の改正

本法律の施行から 6 月以内に、産業通商工芸省大臣は、1972 年 6 月 30 日共和国大統領令第 540 号の施行規則に関する 1973 年 2 月 22 日省令の改正を規定する法律を交付するものとする。